

# 伊都ゴルフ倶楽部

## ゴルフ場利用約款

### (約款の適用)

第1条 当ゴルフ場を利用する者(会員・非会員を問わず)は当倶楽部会則によるほか本約款に従ってご利用頂けます。

### (利用契約の成立)

第2条 当ゴルフ場においてプレーしようとする者は、当日、フロントで本約款を承諾のうえ、所定の名簿に署名して下さい。それにより、当ゴルフ場は署名者の施設利用をお引受けすることになります。

### (利用の申し込み)

第3条 プレーの申し込みは、次により申し込んで下さい。  
1. 原則として、すべて予約とします。  
2. 予約の申し込みは、プレー予定日の2ヵ月前の1日からとします。  
3. ビジターは、メンバーの同伴又は紹介が必要です。

### (署名簿の取扱)

第4条 当ゴルフ場は署名簿に記載されたお客様の個人情報、個人情報保護法及び弊ゴルフ場の「情報セキュリティ規程」に基づき安全に管理します。ただし、公的捜査機関からの身分照会に利用させていただく場合があります。

### (利用の拒絶)

第5条 当ゴルフ場は、次の場合には利用をお断りします。また、入場後に該当する事実が発生、または判明した場合は、その後の利用の継続をお断りするものとします。  
1. 満員でスタート時間に余裕がないとき  
2. 天災及び気象の状況(豪雨、降雪、濃霧等)その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき  
3. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者(以下「暴力団等反社会勢力」という)及びその関係者と認められるとき  
4. 暴力団等反社会勢力を同伴または紹介により入場させたとき  
5. 法人でその役員のうちに暴力団等反社会勢力に属する者がいるとき  
6. 公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をなすおそれがあると認められるとき  
7. 粗野な振舞い等、他のお客様に不快な思いをさせる行為等や当ゴルフ場の業務遂行に支障をきたす行為等があったとき  
8. その他本約款に違反したとき

### (休業日・開場時間)

第6条 当ゴルフ場の休業日と開場時間は、当ゴルフ場の定めるところによります。ただし、臨時に変更することがあります。

### (金銭その他高価品)

第7条 金銭その他高価品については、フロントにお預け頂かない限り責任を負いません。金銭その他高価品をロッカー、脱衣場、浴室に持ち込まないで下さい。  
お預かり品は、ご本人が署名いただいた預かり証と引換えにお返しいたします。  
預かり証を紛失した場合は、直ちに届け出て下さい。

### (盗難等の瑕疵・責任)

第8条 携帯品や自動車等の盗難、損傷等については、当ゴルフ場は責任を負いません。

### (ロッカーの使用)

第9条 ロッカーには、金銭その他高価品は入れないで下さい。ロッカーは必ず施錠して利用下さい。

### (プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

第10条 ゴルフは、時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず自己の責任でプレーして頂きます。

### (ティグラウンドにおける素振り)

第11条 素振りは、ティマーク内の打席又は特に指定された場所以外ではしないで下さい。プレーする者以外はみだり

にティグラウンドに立ち入らないで下さい。

### (安全距離の判断)

第12条 先行組に対して後続組の打者は、キャディのアドバイスの如何にかかわらず自己の飛距離を自分で判断し、先行組に打ち込まないよう打球して下さい。

### (キャディ及びフォアキャディの合図)

第13条 キャディ及びフォアキャディの合図は、先行組が通常の飛距離外に前進したと判断されるときは合図ですから、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断して打球して下さい。

### (打者の前に出ないこと)

第14条 同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないで下さい。

### (隣接ホールへの打込み)

第15条 隣接ホールへの打込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向を適切に判断し、慎重に打球して下さい。  
隣接ホールに打込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに直ちに合図をし、プレーを阻害しないよう注意して打球して下さい。その際、自己の同伴プレーヤーにも充分気をつけて打球して下さい。

### (退避)

第16条 後続組に打球させるとき、先行組のプレーヤーは後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避して下さい。

### (ホール・アウト)

第17条 ホール・アウトした場合は直ちにグリーンを離れ、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んで下さい。

### (雷鳴があった場合)

第18条 雷鳴があった場合、侯避難指示があった場合は直ちにプレーを中止し安全と思われる場所に退避して下さい。

### (喫煙)

第19条 コース内やクラブハウス内等場内での喫煙は、所定の場所以外は厳禁とします。  
煙草の吸いがらはよく消して灰皿に入れて下さい。

### (違背の場合の責任)

第20条 利用者が第9条、第10条、第11条、第12条および第14条に違反して第三者に傷害等の事故を発生させた場合、第9条、第10条、第13条、第15条、第16条および第17条に違反して自ら傷害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。

### (プレー終了後のクラブの確認)

第21条 利用者はプレーを終了した場合はクラブを点検し、間違いがないか確認して下さい。  
確認後は、クラブの不足、瑕疵等について、当ゴルフ場は責任を負いません。

### (施設への損害賠償)

第22条 利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設が損害を被った場合は、その損害額を弁償して頂きます。

### (施設内への持込の禁止)

第23条 施設内に下記のものを持ち込むことをお断りします。  
1. 動物等のペット類  
2. 著しく悪臭を放つもの  
3. 銃砲刀剣類  
4. 発火、爆発のおそれがあるもの  
5. 騒音を発するもの

### (行為の禁止)

第24条 施設内で下記の行為をすることはお断りします。  
1. とばく、その他風紀をみだす行為  
2. 許可なく物品販売、宣伝広告等を行うこと  
3. プレーヤー以外のコース内立入り(特に許可を与えた場合を除く)  
4. 他人に迷惑を及ぼし又は不快感を与える行為

### (実施)

第25条 この約款は、平成26年4月1日から実施します。